海域	色
(一)　北緯五十度の線、次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。） 一　北緯五十度西経百五十度の点 二　南緯四度西経百五十度の点 三　南緯四度西経百三十度の点 四　南緯二十五度西経百三十度の点 五　南緯二十五度東経百五十五度の点 六　南緯十一度三十分東経百二十九度の点 七　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 八　南緯十度東経百十三度二十八分の点 九　南緯十度東経百度の点	白色
(二)　(一)に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域	黄緑色

2　第五十六条第二項の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。

（準用規定）

第六十二条　第三十一条の二から第三十一条の六まで、第五十六条の二、第五十九条、第六十条及び第六十条の二の二の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶」、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは「近海かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と、第五十九条中「第二十九条各号」とあるのは「第二十九条各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

第十一節　中型さけ・ます流し網漁業

第六十三条～第六十五条　（略）

第六十六条　削除

第十二節　日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条　（略）

（操業期間の制限）

第七十条　日本海べにずわいがに漁業者は、毎年九月一日から翌年六月三十日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

（べにずわいがにの漁獲量の制限）

第七十一条　農林水産大臣は、日本海べにずわいがに漁業者別及びべにずわいがにの採捕に従事する船舶別に、べにずわいがにの年間の漁獲量の上限を定めることができる。

2　農林水産大臣は、前項の漁獲量の上限を定めようとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　日本海の海域におけるべにずわいがにの資源の状況

二　べにずわいがにの採捕を行う漁業者及び当該べにずわいがにの採捕に従事する船舶の操業状況

（削る。）

（削る。）

第十四条～第六十六条　（略）

（削る。）

第十五節　日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条　（略）

（削る。）

（削る。）